

施工体制確認型総合評価方式の試行について

富山県では、このほど、県発注の建設工事における更なるダンピング受注の防止を図るため、品質確保の体制を確認する施工体制確認型総合評価方式を下記のとおり試行導入することとしますので、お知らせします。

記

1 対象工事

原則、全ての総合評価方式の試行工事

2 評価項目

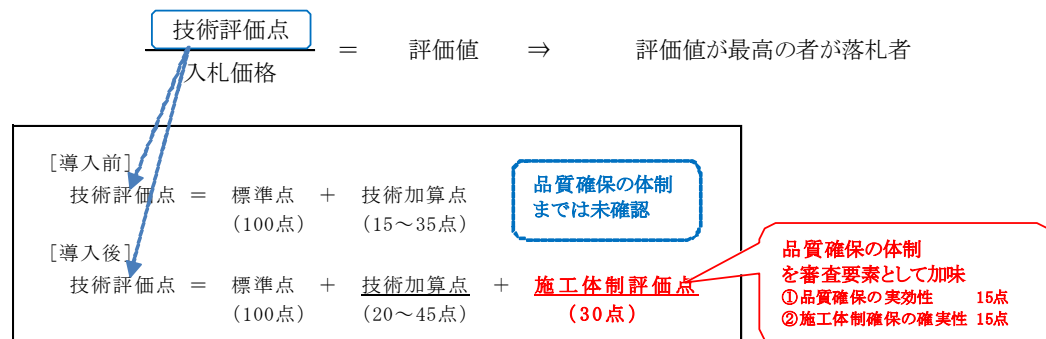
施工体制評価項目として、①品質確保の実効性 及び ②施工体制確保の確実性を設定します。

3 得点配分

次のとおりとします。

標準点	技術加算点	施工体制評価点
100点	20～45点	30点

< 施工体制確認型総合評価方式を導入する前後のイメージ >



4 施工体制評価項目の審査・評価方法

(1) 審査方法

この度新たに、すべての入札参加者に対し施工体制確認調査票（別記1参照）の提出を求め、従来から提出を求めている総合評価方式に関する書類及び工事費内訳書を含めて審査し、必要と認められる場合は、ヒアリングを実施します。

○調査基準価格未満の価格で入札した場合

施工体制の確保を含め契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、開札後、追加資料の提出を求めます。

○調査基準価格以上の価格で入札した場合

施工体制が必ずしも十分に確保されないと認められる場合など、必要と認められる場合は、追加資料の提出を求めます。

(2) 評価方法

審査の結果、入札公告等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、その確実性の高さに応じて施工体制評価点を付与します。

○調査基準価格未満の価格で入札した場合

施工体制が確保されると認める場合、その程度に応じて施工体制評価点を加点することにより評価します。

○調査基準価格以上の価格で入札した場合

施工体制が必ずしも十分に確保されないと認められる場合に限り、施工体制評価点を満点から減点することにより評価します。

(3) ヒアリング又は追加資料提出の求めに応じない場合の取扱い

入札は無効として取り扱います。

(以後の入札で不利益な取扱いはいりません。)

5 追加資料の提出期限等

(1) 追加資料の提出期限

追加資料の提出を求めた日の翌日から起算して3日以内

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 追加資料の再提出、提出後の修正は認めません。

6 適用時期

平成30年4月1日以降に公告を行う建設工事から適用します。

【問合せ先】

施工体制確認型総合評価方式の

・入札手続きに関すること

富山県土木部 管理課 入札・契約係

TEL 076-444-3309

・制度に関すること

富山県土木部 建設技術企画課 企画調整係

TEL 076-444-3138

施工体制確認調査票

商号又は名称

下記の工事に係る施工体制に関する調査質問事項については、下記のとおり確認しました。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 施工体制に関する調査質問事項

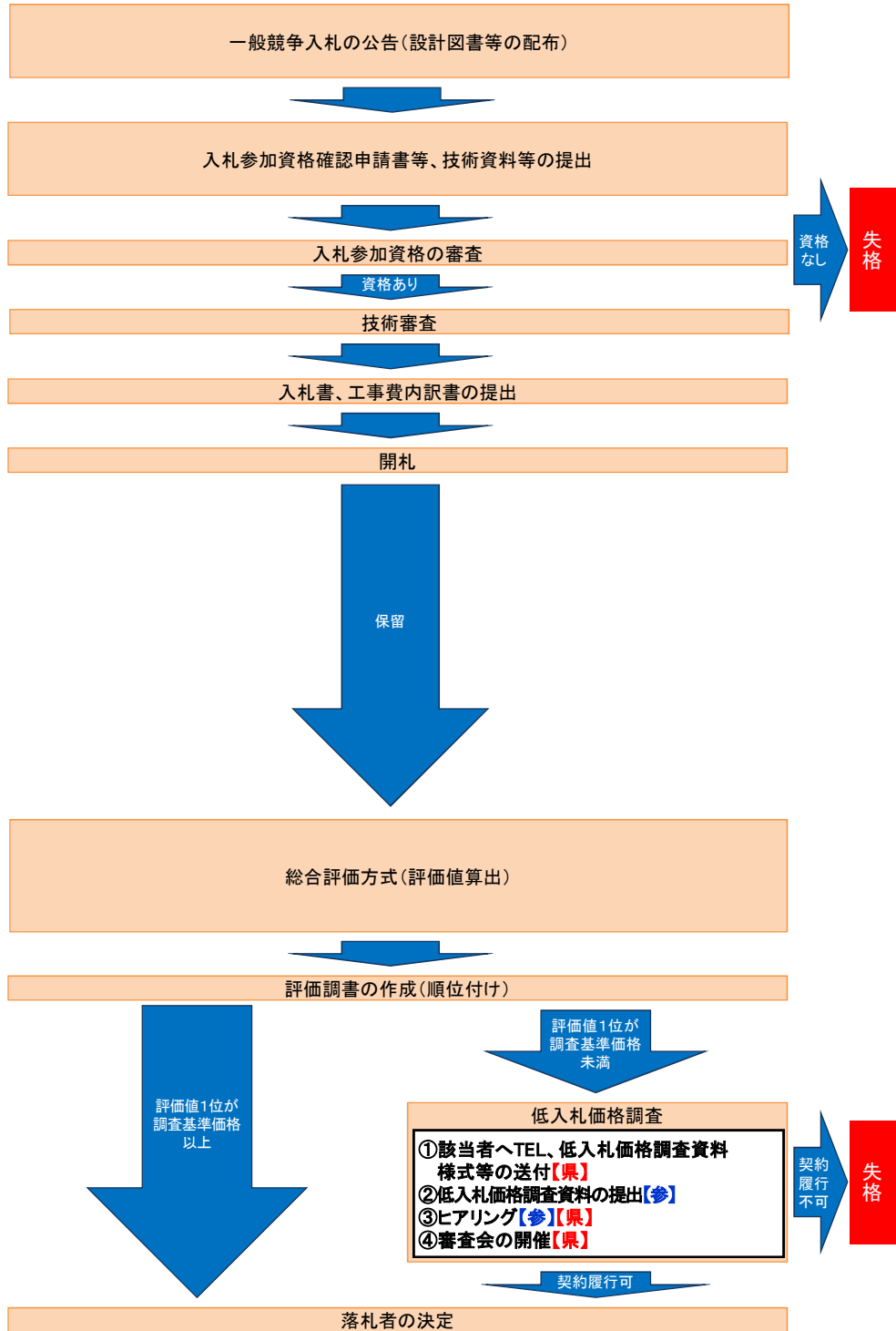
	内容	該当・非該当の別(※)
①	入札公告等に記載されている要求要件を実現できること。	該当 ・ 非該当
②	建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うこと。	該当 ・ 非該当
③	安全確保の体制を構築すること。	該当 ・ 非該当
④	品質確保の体制を構築すること。	該当 ・ 非該当
⑤	下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制を確実に構築すること。	該当 ・ 非該当
⑥	資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制を確実に構築すること。	該当 ・ 非該当
⑦	配置予定技術者が必要な資格を有し、確実に配置すること。	該当 ・ 非該当

(※)入札参加者は、調査質問事項(左欄)を満たすかを確認の上、右欄の「該当」又は「非該当」に○印を付すこと。

現行

総合評価方式の手続きの流れ

【参】…入札参加者
【県】…富山県



改正後

施工体制確認型総合評価方式の手続きの流れ

【参】…入札参加者
【県】…富山県

